

# ジェイアールバス東北本部

第24号 2025年3月21日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内  
NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3982  
発責：佐藤 秀一 編集：情宣部

## 「育児・介護休業法」の改正に伴う就業規則の一部改正と 「保存休暇の取得要件」の改正について説明を受ける

ジェイアールバス東北本部は、3月21日に「育児・介護休業法改正に伴う就業規則」の一部改正、ならびに「保存休暇の取得要件」の改正について説明を受けました。主な改正内容については以下の通りです。

(1) 育児・介護休業法改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

①対象となる子の範囲を拡大

| 現 行              | 改 正                   |
|------------------|-----------------------|
| 小学校就学の始期に達するまでの子 | 小学校 <u>3学年修了</u> までの子 |

※取得可能日数は現行（1年間に5日、子が2人以上の場合は10日）から変更なし

②子の行事参加等の場合も取得可能となる

| 現 行                  | 改 正  |
|----------------------|--|
| ①病気・けが<br>②予防接種・健康診断 | ①病気・けが<br>②予防接種・健康診断<br><u>③感染症に伴う学級閉鎖等</u><br><u>④入園（入学）式、卒園式</u> |

③所定労働時間の制限（残業免除）の対象拡大

| 現 行             | 改 正                             |
|-----------------|---------------------------------|
| 3歳に満たない子を養育する社員 | <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> を養育する社員 |

※業務に支障がある場合を除く

(2) 保存休暇の取得要件の変更

| 現 行                         | 改 正           |
|-----------------------------|---------------|
| 私傷病による場合で必要な期間<br>医師の診断書の提出 | <u>取得要件無し</u> |

(3) 改正日 2025年4月1日

## 労働条件向上に向け、全組合員で議論しよう！